平成２７年（フ）第１５７号
奈良県大和高田市南今里町２番８－206号ニューエスト高田、前住所奈良県天理市乙木町577番地　乙木ハイツＤ棟203号
債務者　福若　勝行
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１６４号
奈良県葛城市疋田227番地14
債務者　福井　啓裕
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
和歌山県田辺市天神崎26番38号
債務者　岩本千恵子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第２２号
和歌山県田辺市上秋津2401番地
債務者　中本　雅彦
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第４１号
青森県三沢市大字三沢字南山11番地20号
債務者　細越　直美
1　決定年月日時　平成27年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第３２号
福岡県大川市大字紅粉屋785番地１
債務者　山田　正之
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第４１号
福岡県みやま市瀬高町長田2850　社会福祉法人軽費老人ホーム親和園、住民票上の住所福岡県八女市黒木町桑原110番地14
債務者　綾戸　規雄
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第５６１号
埼玉県北本市東間１丁目２番地４　ベルピア北本204
債務者　田中　一哉
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５８１号
埼玉県蓮田市東１丁目６番７号　第２双葉マンション105号
債務者　長瀬八千代
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６０２号
埼玉県北本市中丸４丁目５番地１
債務者　岡嵜　佳澄
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４７号
埼玉県児玉郡美里町大字阿那志956番地６
債務者　金井小百合
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１５０号
埼玉県深谷市見晴町21番地37　サザンコート303号、旧住所埼玉県深谷市西島町１丁目１番19号　ネオハイツ深谷206号
債務者　飛田真由美
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２９３号
大阪府和泉市池上町295番地メリーヤード泉216
債務者　林　　知子
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３３１号
大阪府岸和田市神須屋町416番地の２メゾンフジタ302号
債務者　西田塗装こと　西田誠一郎
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３８３号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡南３丁目４番４号ＮＨマンション308、前住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡南３丁目２番15号プレステージフジ忠岡102
債務者　矢野　喜彦
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１０８２号
札幌市厚別区厚別東５条２丁目７番17－202号
債務者　下山亜津子
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１０７号
札幌市西区発寒15条４丁目４番３号　メープル壱番館101号
債務者　松本　由加
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部